

# 花巻市立図書館資料収集方針

令和8年3月31日 生涯学習部長決裁

花巻市立図書館（以下「図書館」という。）は、「図書館法」及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、市民の「知る権利」を社会的に保障する機関として、花巻市立図書館資料収集方針（以下、「収集方針」という。）を定める。

## 1 基本方針

- (1) 図書館は、市民の知的関心に働きかける多様な資料を豊富に備えるものとする。
- (2) 図書館は、「図書館法」に示された公立図書館の役割、すなわち「市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資する」資料を収集する。
- (3) 図書館は、市民の要求と関心、地域社会の状況を反映させ、組織的、系統的に資料の収集を行う。
- (4) 図書館は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に示されたとおり「収集方針」を公開し、広く市民の理解と協力を得て、潜在的・将来的なニーズを含めた市民の要求に応えられる蔵書を形成する。

## 2 資料収集の種類

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物（新聞・雑誌等）
- (3) 地域資料・行政資料（郷土資料）
- (4) 視聴覚資料（音声・映像資料）
- (5) 障がいのある方のための資料
- (6) 電子資料
- (7) その他

## 3 資料収集の分担及び特徴

- (1) 中央館は、図書館サービス網の中核としての役割、地域館は、暮らしに役立つ身近なサービス拠点としての役割を持つ。それぞれの役割と機能に応じた蔵書構成に留意するとともに、図書館全体の体系的な資料の充実を図る。
- (2) 中央館は、一般教養、実用、趣味及び娯楽に資する資料のほか、専門的図書、参考図書、地域資料、行政資料、電子資料その他の資料を網羅的に収集し、地域館に対する資料支援及び資料保存の機能を有する。
- (3) 地域館は、一般教養、実用、趣味及び娯楽に資する資料のほか、調査研究に資するための基本的・入門的参考図書、地域資料、行政資料を収集する。
- (4) 移動図書館車は、限られた収容力のなかで市民の資料要求に応えるため、一般教養、実用、趣味及び娯楽に資する資料、児童書、絵本など利用頻度の高い資料を収集する。
- (5) 図書館は、以下のとおり地域の特徴を活かした資料を収集する。

花巻図書館：花巻地域の資料は、宮沢賢治を中心とした花巻市にゆかりのある先人等の著書、研究資料等。

大迫図書館：大迫地域の資料は、早池峰山、早池峰神楽等の山岳や神楽、民俗芸能に関する資料等。

石鳥谷図書館：石鳥谷地域の資料は、南部杜氏及び南部杜氏に関連した酒に関する資料等。

東和図書館：東和地域の資料は、萬鉄五郎等の芸術に関する資料等。

#### 4 資料収集についての留意点

- (1) 対立する意見のある問題については、多様な観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除しない。
- (3) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれての規制をしない。
- (4) 収集した図書館資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館及び図書館職員が支持するものではない。
- (5) 寄贈資料についても収集方針を適用し、受入れの詳細については別に定める。

#### 5 資料選定の方法

資料の選定については、有識者の意見も参考にしながら、図書館職員で協議し、図書館長が決定する。

#### 6 資料の更新・除籍及び保存

- (1) 図書館は、常に適切な資料構成を維持し、充実させるために資料の更新・除籍を行う。
- (2) 地域資料及び貴重な資料等は、適切な資料形態による整理を行い、その保存活用を図る。

#### 7 市民の要望や意見の尊重

- (1) 図書館は、市民の資料要求を満たすため、資料に関するリクエスト等の要望を尊重し、市民とともに蔵書を構築する。
- (2) 図書館は、市民や利用者からの資料に関する要望や意見を蔵書に対する評価ととらえ、十分検討のうえ蔵書構成に活かすよう努める。

#### 附 則

この方針は平成21年3月25日から施行する。

#### 附 則

この方針は平成26年1月1日から施行する。(全部改正)

#### 附 則

この方針は令和8年4月1日から施行する。(全部改正)